

執筆者紹介

(執筆順, *は編者)

*^{こう} ^だ ^{まさ} ^{はる}
幸田 雅治 神奈川大学教授, 弁護士 **序, 01, 02, 03**

行政によって権利や利益が侵害されたと思ったら、躊躇せずに不服申立てを行い、自らの権利利益を回復しましょう。一人ひとりの人間を救済することは、一人ひとりを包摂する社会、住民の権利に応える責任をもつ行政の役割を明確にすることにもなります。

^{いわ} ^{もと} ^{やす} ^{あき}
岩本 安昭 弁護士 **04, 05, 06, 09**

少子高齢化のなかで行政の役割はますます増大しています。行政のすべての分野で公正な行政ができていくかという、そうともいえません。行政不服審査は、行政の自己反省の機会でもあります。積極的にアクセスし、より適正な行政を実現しましょう。

^{あお} ^き ^{たけし}
青木 丈 税理士 **07**

税務調査で誤りがみつかったも、通常は修正申告等で税額の是正手続は完了するため、国税手続で更正処分等はほとんどありません。しかし、調査官の誤解などにより違法・不当な処分がされたときには、臆さずに不服を申し立てましょう。

^{おお} ^た ^{まさ} ^{ゆき}
太田 雅幸 弁護士 **08**

役所も私たちと同様、事実を見誤ることがあります。判断根拠となるものが保存されていないこともあるのです。他方で私たちは、自分にとって有利な証拠を豊富にもっていることがありますね。自分に理があると思うときは審査請求にチャレンジしましょう。

^ひ ^{おき} ^{まさ} ^{はる}
日置 雅晴 弁護士 **10**

民事訴訟による建築計画や開発計画の差止め請求は今ではほとんど認容されません。審査請求はそうした事態に、市民が法律でもって立ち向かうことを可能にする数少ない手段です。法律と技術が交錯する難しい分野ですが、チャレンジを期待しています。

^{いた} ^{がき} ^{かつ} ^{ひこ}
板垣 勝彦 横浜国立大学大学院准教授 **11, 12, 13, 14, 15**

行政不服審査法は、みなさんが行政から受けた不許可処分や営業停止命令にたいして、簡易・迅速かつ公正な手続のもとで救済を求めるための法律です。本書を通じて、その使いかたを理解し、実践していただければ幸いです。

^{いま} ^{がわ} ^{あきら}
今川 晃 同志社大学大学院教授 **終**

私たちが権利を行使することは、個々の救済だけでなく、良き行政、良き社会を構築することになります。ひとつの意思表示がとても大切です。

【編者紹介】

こう だ まさ はる
幸 田 雅 治

神奈川大学法学部教授，弁護士

1979年 東京大学法学部卒業，自治省入省

内閣官房内閣審議官，総務省自治行政局行政課長，同消防庁国民保護防災部長，
中央大学大学院公共政策研究科教授などを経て，2014年から現職

〔主要著書〕

『債権管理・回収の手引き』（共編著）第一法規，2012年

『安全・安心の行政法学』（共編著）ぎょうせい，2009年

『政策法務の基礎知識〔改訂版〕』（共著）第一法規，2008年